



Chat GPTって何？

今年の4月「ChatGPT 知っていますか？すごいらしいですよ」と聞いた。

新しいことは若者に教えてもらうのが一番。3年ぶりに来日した甥に聞いてみた。彼は、自分のスマホを私に向けて「何か質問してみて」と言い、私は「父の3回忌当日の主催者

の挨拶にアドバイスください」と言ってみた。すると、なんと瞬時に法要の目的から始まって4つのアドバイスをしてくれた。昔からある我が家の冠婚葬祭辞典より心のこもった挨拶の提案だった。

別の日、息子に聞いてみた。彼はある質問について条件を

追加し、10個の提案を要求した。それからさらに10個を要求。どちらも瞬時に根拠を付けて答えてくれた。なかなか便利だ。彼はChatGPTの使い方を研究しているらしい。

またあるとき、同窓会もどきの集まりでも聞いてみた。友人の1人は「家族より私の

愚痴に親身に答えてくれて、癒されるわ～」と言う。どうやらよく利用しているらしい。利用者の求めるものがわかるなんて…私も癒されたいものだ。ChatGPTの利用者が爆発的に増えている理由を実感した。

一方で、連日のようにChatGPTなどの生成AI(図1)を利用する際に生じる懸念についてニュースになっている。

先日開催された広島サミットでは、「広島AIプロセス」が合意された。今後それに基づく様々なルールづくりが進展されるらしい。

また、7月4日には、文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」の作成について、という通知が公表された。初等中等ということは、誰でも知っていなければならないこと、というのと同じことなのだろう。

生成AIの概要で警告していることは、「生成AIは嘘をつく」可能性があるということ。そして、「最後は自分で判断する」基本姿勢が必要であること。

もっとも、「最後は自分で判断する」ことは、生成AIの利用に限った話ではなく、人生において重要なことだ。人も嘘をつく。偽情報が出回ると多数派が誤った方向で誘

導される危険がある。

だから、ChatGPTの利用によってさらに「自分の頭で考える」ことにこだわっていかねばと私は思う。生成AIの利用方法についてこんなにも社会全体の共通懸念事項として騒ぐのは、「自分で考えることをやめてしまった」あとの社会に対する不安からだろう。

手塚治虫の漫画「火の鳥 未来編」(人間が電子頭脳の判断に依存し、あげくのはてに地球が破滅する)をあらためて読み直した。こんな未来予想図はごめんだ。

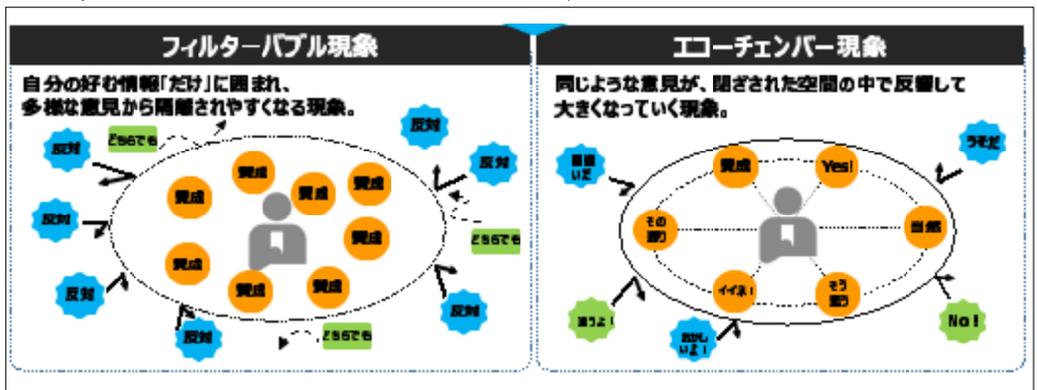
「自分の頭で考える」には、3つの大切にしたいことがある。ひとつ目は、自分が偏らないように多様な情報を受け入れる柔軟な心でいること。自分の知っていることだけで自分

のなじみのある意見ばかり集めてしまうと多様な意見にふれることさえなくなってしまふ(フィルターバブル現象)。

ふたつ目は、いろいろな方面から信頼性の高い情報を取りに行くこと。閉じられた集団内で話しているとどんどん偏った考えが正しく思えてしまふ(エコーチェンバー現象)。

最後に、自分の軸を持つこと。これからいろいろな知見が共有されていくであろう中「自分が何を大切にしていきたいか」この原点に立ち返り整理していくと後悔がない。

事務所経営においても、法人という集合体が正しく判断し行動していくため、これからも「経営理念」「行動指針」の精神を大切にしていきたい。(浜屋玲)



文部科学省作成資料より抜粋

夏季休業のご案内

昨年に引き続き、8月中の全ての金曜日、及び8月14日・15日を夏季休業日とさせていただきます。

予めご了承くださいませ。

8							AUGUST 2023	
日	月	火	水	木	金	土		
30	31	1	2	3	4	5	夏季休業日	
6	7	8	9	10	11	12		
13	14	15	16	17	18	19		
20	21	22	23	24	25	26		
27	28	29	30	31	1	2		
3	4	5	6	7	8	9		

贈与税の改正について

令和5年度の税制改正により贈与制度について見直しがされました。そこで、改正点を含め贈与をした場合の課税関係についてまとめてみました。

一定額以上の贈与を受けた人（受贈者）は、暦年課税制度により贈与税の申告をする必要があります。なお、次の要件を満たす場合には、暦年課税制度に代えて相続時精算課税制度を選択することができます。

《相続時精算課税制度の要件（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）》

贈与者 ⇒ 60歳以上の者（父母や祖父母など）

受贈者 ⇒ 18歳以上である贈与者の子や孫など

※相続時精算課税は贈与者ごとに選択することができます。また、一度選択すると、選択した年分以降、その贈与者から贈与を受ける財産については、すべて相続時精算課税が適用され、暦年課税へ変更することはできません。

=====

【相続時精算課税制度とは】

①控除額

同一の贈与者ごとに特別控除額2,500万円まで控除できる。（累積で2,500万円を限度として複数年にわたって使用する）

②税率

累積の贈与価額が2,500万円を超えた場合、超えた部分に対して一律20%の税率を適用

③特定贈与者（相続時精算課税を選択した場合の贈与者）の相続発生時

相続時精算課税を適用した贈与価額（贈与時の時価）を相続財産の価額に加算して相続税額を計算（すでに支払った贈与税額があれば相続税額から控除）

《改正POINT》

（令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用）

◆毎年110万円の基礎控除が適用できるようになった（受贈者ごと）。

・暦年課税の基礎控除110万円とは別枠で、複数の特定贈与者から贈与を受けた場合には、贈与額に応じて按分する。

・相続時に相続財産に加算する贈与価額は、110万円を控除した後の価額とする。

◆贈与した土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合、相続時に加算する価額を再計算できるようになった。

=====

【暦年課税制度とは】

①控除額

毎年、基礎控除額110万円を控除できる（受贈者ごと）。

②税率

基礎控除後の課税価格に応じて税率を適用（10%～55%）

③贈与者の相続発生時

相続開始前3年以内（※改正前）に相続人等が受けた贈与財産の価額（贈与時の時価）を相続財産の価額に加算（すでに支払った贈与税額があれば相続税額から控除）

《改正POINT》

（令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用）

◆相続財産の価額に加算する期間が、相続開始前7年以内となった。

◆延長された4年間（相続開始前3年以内以外の期間）に受けた贈与については、4年間の贈与の総額から100万円を控除した価額を相続財産に加算する。

=====

将来の相続を見据えながら、贈与者の財産状況や受贈者に応じて、相続時精算課税制度と暦年課税制度を上手に使い分けていきましょう。

このほか、教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与についても、税率の見直し、及び贈与者が死亡した場合における非課税措置の見直し等の改正がありました（令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等について適用）。

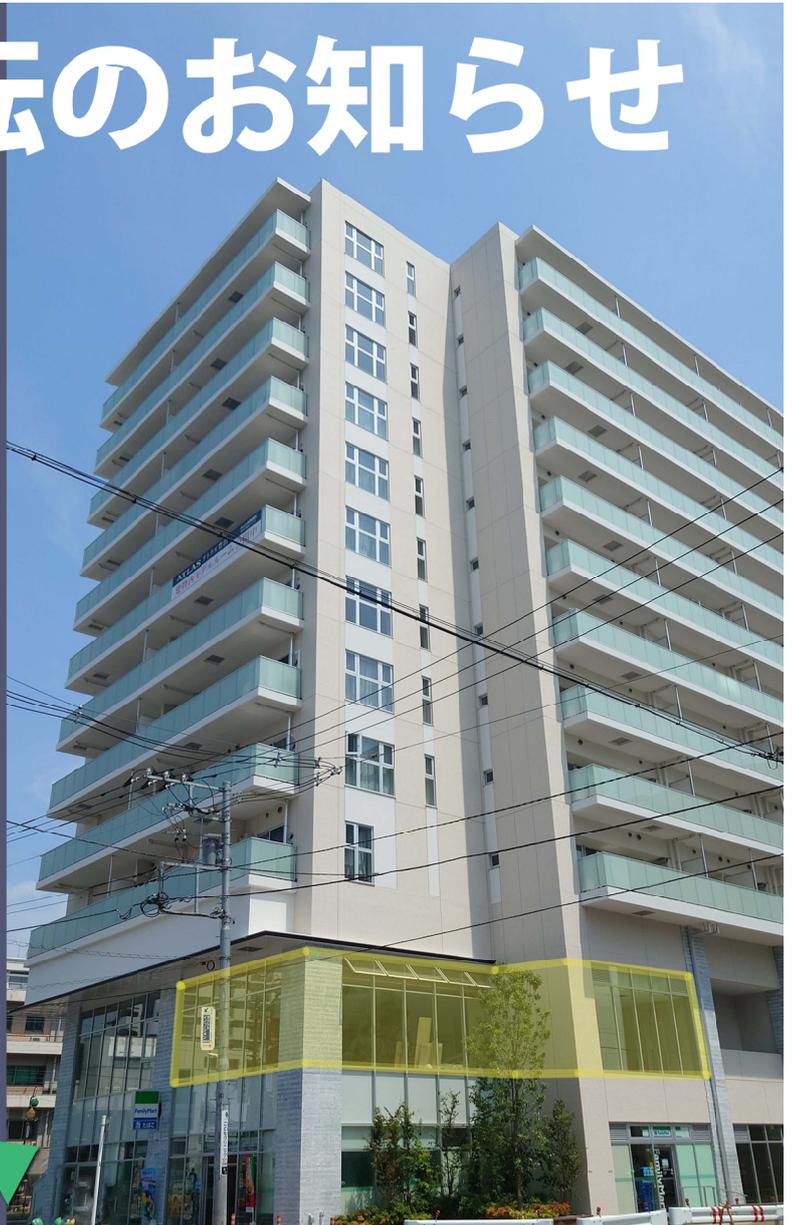
贈与についてご検討されている場合には、ぜひ一度当事務所にご相談ください。（牧）

事務所移転のお知らせ

当法人は、令和5年9月上旬
豊田駅南口より徒歩1分、
アトラス豊田2Fに移転します。
利便性の高いこのエリアで、
経営理念「信頼と安心」を
皆様にお届けできるよう、
より一層努めて参ります。



階段または
エレベーターより2Fへ



法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人
所在地 東京都日野市豊田4-14-14
代表社員 浜屋 浩 浜屋 玲子
税理士 川越 国広 佐々木 安久
牧 麻美
営業時間 午前9時から午後5時
定休日 土・日・祝日
アクセス JR中央線豊田駅南口より
徒歩7分
駐車場 あり

お電話でのお問合せは

042-586-9050

☆お気軽にご連絡ください☆



ホームページは…

山口浜屋

検索

Eメールは…

info@yh.z.ecnet.jp